

# 住所を異動される方へ

他の市町村から住所を異動する場合は、転出証明書が必要です。まず、前住所地の市区町村の役所へ転出証明書を請求し、転出証明書を添えて転入届をしてください。転出証明書を郵便で請求される方は、下記の項目に記入のうえ、前住所地の市町村の役所に直接送付してください。

- ※ 手数料は無料です。
- ※ 本人確認書類の写し(運転免許証、保険証等)を同封してください。
- ※ 返信用封筒(送付先の住所【★新住所と同じ】を記入し、84円切手を貼ったもの)を同封してください。
- ※ 転出先の住所に居住していることを証明するものの写しを同封してください。  
(アパートの賃貸契約書の写し、公共料金の領収証の写し、配達された郵便物の写し等)
- ※ 長与町から転出される方は、この申請書を【〒851-2185 長与町嬉里郷659-1 長与町役場住民環境課住民係】宛に送付してください。

## 転出証明書送付申請書

令和 年 月 日

下記のとおり住所を異動しましたので届出をします。つきましては、転出証明書を送付願います。

今までの住所					
今までの住所での世帯主					
★ 新 住 所					
新しい住所での世帯主					
本 籍					
筆 頭 者 氏 名					
新しい住所に住みはじめた日	平成・令和 年 月 日				
申 請 人 住 所	〒 ー				
申 請 人	印				
昼 間 の 連 絡 先	TEL ( )				
	異動した人の氏名	性別	生 年 月 日	続 柄	そ の 他
1			M.T.S.H.R . .		
2			M.T.S.H.R . .		
3			M.T.S.H.R . .		
4			M.T.S.H.R . .		
5			M.T.S.H.R . .		
6			M.T.S.H.R . .		